令　和　８　年

第４回　教育委員会　定例会

議　事　録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和８年　第４回（定　例）・臨　時　委員会　議　事　録

委員会日程		会場
開会日時	令和８年３月 18 日　午前・（後）　１時 30 分	佐和田保健センター（佐和田行政サービスセンター２階）
閉会日時	令和８年３月 18 日　午前・（後）　４時 50 分	
延会日時	令和　　年　　月　　日　　午前・後　　時　　分	

出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長　　香遠　正浩		岩崎　奈美
１番委員　加藤　雄一郎		後藤　まき子
２番委員　瀧川　紀子		
３番委員　岩崎　奈美		
４番委員　後藤　まき子		

議案説明のため出席した職員

教育次長　　笠井　貴弘　　社会教育課
課長　　鶴間　基宏

教育次長補佐兼学校教育課長
計良　好昭

教育総務課
課長　　齋藤　壮一
課長補佐　　川上　忠子
総務係主任　　小林　唯美

学校教育課
管理主事　　野口　幸雄

傍聴人	有・（無）	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目	
所管施設の視察	佐和田中学校の視察
議案第９号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
議案第 10 号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する告示の制定について
議案第 11 号	佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の制定について
議案第 12 号	佐渡市行政組織条例改正に伴う規則の制定について
議案第 13 号	佐渡市行政組織条例改正に伴う規程等の制定について
議案第 14 号	佐渡市立幼稚園条例廃止に伴う関連規則等の廃止について
議案第 15 号	佐渡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 16 号	佐渡市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について
議案第 17 号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第 18 号	佐渡市教育委員会職員の措置に係る専決処理について
議案第 19 号	管理職教員の人事異動内申に係る専決処理について
議案第 20 号	教職員の人事異動内申に係る専決処理について
議案第 21 号	教育委員会事務局職員の人事異動内示について
報告事項２	学校情報について
報告事項３	職場環境アンケートの結果について
報告事項４	佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の一部改正について
議案第 22 号	佐渡市部活動の在り方に係る方針の一部改正について
議案第 23 号	佐渡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
協議事項	佐渡市学校再編統合及び路線バス減便に伴う通学支援基準について
議案第 24 号	佐渡市学校再編統合に伴う通学支援基準の一部改正について
報告事項１	文化スポーツ課の事業報告等について　（取り止める。）
次回会議開催日	

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数
なし

請願、陳情	有・(無)	有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

	午後１時 30 分開会 【佐和田中学校視察】 午後２時 18 分再開
香遠教育長	では、再開してよろしいでしょうか。令和８年第４回佐渡市教育委員会定例会の日程第１が佐和田中学校大規模改修視察でありました。 日程第２「議事録署名委員の指名について」です。本定例会の署名委員は、佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、岩崎委員と後藤委員の２名を指名いたします。よろしくお願いします。本日はご覧のとおり案件が大変多くありますので、委員の皆様におかれましては、進行にご協力いただきたく、よろしくお願いいたします。 日程第３、議案第９号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、議案第 10 号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する告示の制定について」及び、議案第 11 号「佐渡市行政機構の改革に伴う関係規程等の整理に関する訓令の制定について」は、関連する議案ですので、一括議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。 齋藤教育総務課長
齋藤教育総務課長	はい。それでは本件については一括してご説明をさせていただきます。本件については、組織改編に伴い改正が必要となりました教育委員会の規則、規程、要綱等について、教育委員会の議決をお願いするものでございます。議案につきましては、今ほどお配りしております１ページから３ページまでとなっております。関係する資料といたしまして、別添の資料ということで、そちらの方でご覧いただきたいと思いますけれども、別添資料の１と２と３が今回の関連する議案の資料ということになります。資料の方は、今ほどの本来の資料の４ページ目をご覧いただきたいと思います。タイトルは、行政組織機構の改革に伴う教育委員会規則等の改正一覧というものを４ページ目に付けさせていただいておりますけれども大丈夫でしょうか。
齋藤教育総務課長	今回の組織改編に伴いまして、改正する規則、要綱、規程の一覧を４ページの方にまとめさせていただきました。主に学校教育課と教育総務課の統合によるもの、それから子ども若者課が教育委員会所管となることで生じる改正ということになっております。中身の方は、先ほどの別添資料の方に書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。説明の方は簡単ですが、以上となります。
香遠教育長	要するに、組織改編で一緒になることに伴って、削除したり。
齋藤教育総務課長	追加したり。
香遠教育長	中身自体は全く変わっていないんですよね。はい、そのような説明でありましたが、質疑等ございますか。 加藤委員
加藤委員	はい。規則の方の４ページ

齋藤教育総務課長	別添資料の１の４ページ
加藤委員	別添資料の１の４ですね。
加藤委員	その４ページの学校教育課の係があります。その２つ目の教育支援係で「略」になっていますが、今まで総務係、学事係、学校指導係があって、今回その教育支援係っていう名前変わりましたよね。なので、ここの部分が「略」だと、何がここに入っているのかがちょっと分からないかなと思ったので、ここ「略」じゃなくて、明記があった方がいいのかなと。
香遠教育長	なぜ「略」なのか。説明お願いします。
齋藤教育総務課長	はい。今回、組織改編に関する学校教育課と教育総務課が一緒になるに合わせて、今の学事係を教育支援係に名称変更しており、係の業務としては、変わっていないということで、今回「略」になっておるものでございます。新旧対照表では、内容が変わらないということで、「略」と表記されているというものでございます。
加藤委員	学事係が、そのまま教育支援係になったと。
齋藤教育総務課長	はい。学校教育課と教育総務課が一緒になることで、どうしても学事係と学事指導っていうので、ちょっと似たような係になってしまうものですから、学事係を教育支援係という名称を変えるというような形で、中身の方は変わらないところでございます。
香遠教育長	係の名称のみ、変更するということですね。
加藤委員	学事指導の方に学事の方がこう含まれているのかなと。そうじゃなかったんですね。はい、わかりました。
香遠教育長	他いかがでしょう。
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。それでは、これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。はじめに議案第９号について採決します。本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 10 号について採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 11 号について採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。次に、日程第４、議案第 12 号「佐渡市行政組織条例改正に伴う規則の制定について」、議案第 13 号「佐渡市行政組織条例改正に伴う規程等の制定について」は、関連する議題ですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。齋藤教育総務課長

齋藤教育総務課長	はい。それでは、こちらの議案第 12 号、議案第 13 号、一括してご説明をさせていただきます。本件については、行政組織の改正に伴いまして、子ども若者課が、教育委員会の所管となるということで、今現在、子ども若者課が所管している規則、要綱について、佐渡市の規則ということになっておりますので、教育委員会の所管になるということで、教育委員会規則として、改めて制定するというものでございます。資料につきましては、資料の５ページ、６ページが議案となっております。７ページの方に、今回、改めて教育委員会規則として定める規則、それから要綱等の一覧を挙げておりますので、そちらの方でご覧いただきたいと思います。これ現在、子ども若者課が所管している規則、要綱ということでございます。中身につきましては、別添資料の４と５に、それぞれ今の現在の規則、要綱がありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。先ほどご説明させていただきましたように、組織改正により、来年度、子ども若者課が教育委員会の所管となりますので、子ども若者課の所管、規則、要綱について、改めて教育委員会の規則で定めるということで、規則で 10 件、要綱で 16 件の制定ということになっております。説明の方は以上です。
香遠教育長	はい。計 26 件もあるわけですが、単に組織の変更に伴う表記の変更ということのようです。質疑等ございますか。 加藤委員
加藤委員	これだけの規則をこうやって丁寧に見ていただいて、大変ありがとうございました。私もパーッと眺めて、子ども若者課が入ったところで、提出先が教育委員会になっていたりとか、その辺が主に変わったんだなって見させてもらいました。ご苦労様でした。ありがとうございました。
香遠教育長	ただ、私が見る限り、データ上で、別添資料４も５も、変わったところに色も線も引いてなく、分からないですけど。
加藤委員	最初分からなかったけど、どこ違うのかと思って見ていて。「教育委員会は」に変わっていると。
齋藤教育総務課長	大きいところですと、最後のところに、この他、規則に定めるものが必要な事項は、市長が別に定めるというような表現が、教育委員会が別に定めるという改正になっています。
香遠教育長	他に皆様から、質問等ございますか。
香遠教育長	他に質疑はなしと認めます。それでは、これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。はじめに、議案第 12 号について採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 13 号について採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。次に、

	日程第５、議案第 14 号「佐渡市立幼稚園条例廃止に伴う関連規則等の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 齋藤教育総務課長
齋藤教育総務課長	はい。それでは、日程第５、議案第 14 号ということで、佐渡市幼稚園条例廃止に伴う関連規則等の廃止ということでございます。本件につきましては、昨年の 10 月に教育委員会定例会の方でもご説明をさせていただきました。この３月末で幼稚園廃止ということで、幼稚園条例の廃止を、昨年の 12 月の市議会定例会の方に出させていただきまして、条例の廃止が議決されました。それに伴いまして、関係する規則の廃止の議決を求めるものでございます。資料につきましては、８ページからになっておりますけれども、中身は９ページ、10 ページということで、幼稚園規則の廃止と、それから、さわた幼稚園の方で預かり保育をやっておる関係で、さわた幼稚園がなくなると、廃止されるということで、幼稚園の預かり保育の実施要綱の廃止ということになっております。説明は以上でございます。
香遠教育長	別添資料はないですね。
齋藤教育総務課長	はい、ございません。
香遠教育長	ただいまの説明に対して質疑等ございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。議案第 14 号について採決します。本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。次に日程第６、議案第 15 号「佐渡市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を伺います。 計良学校教育課長
計良学校教育課長	はい。それでは、議案第 15 号を説明いたします。資料の方は、12 ページになります。新旧対照表が掲載してある資料になります。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 47 条の５項の規定に基づいて、学校運営に関する重要事項として、今回、別議案でも提案させていただきますが、教職員の業務量管理・健康確保措置等の計画について、学校運営協議会の承認事項に加える必要があるため、規則を改正するものであります。新旧対照表の第８条に、学校運営協議会で承認を得なければならないという項目で、省略しています（１）から（３）について、１つは学校経営計画に関すること。２つ目が教育課程の編成に関すること。３番目が組織編成に関すること。そこに４番目として、今回、業務量管理・健康確保措置の実施に関することっていうのを加えます。これは国の方からも、学校運営全体のあり方に関する部分なので、それを加えるようにと、通知が来ておりますので、それを受けての改正になります。この改正に伴って、学校運営協議会では、業務量管理や健康確保、組織的に取り組む方針が妥当であるかどうかを中心に、協議した上で承認いただくことになります。説明は以上でございます。

香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等はございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 15 号について採決します。本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。議案第 15 号は原案のとおり可決されました。次に、日程第７、議案第 16 号「佐渡市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 計良学校教育課長
計良学校教育課長	はい。それでは、議案第 16 号について説明いたします。資料は先ほどの規則改正の続きになります。13 ページから 14、15 ページになります。本市におけるスクールガード・リーダーの設置は、国の補助対象事業として、位置づけられておりますので、これまで国が定めている要綱等に沿って運用してきました。実務上、特に支障なく、活動は実施してきましたが、一方で本市として、設置目的や役割、委嘱方法などについて明文化されていないというところで、実際の運用については、担当者の判断に委ねられる場合も起こり得るということで、やはりガバナンスの観点から、スクールガード・リーダーの設置及び職務等に関して、必要な事項を定める要綱を今回、新たに制定するものであります。要綱の内容については、 14、15 ページのとおりでございます。説明は以上であります。
香遠教育長	今までは、このような設置要綱がなかったということでありますが、ただいまの説明に質疑等ございますか。 加藤委員
加藤委員	はい。大したところではないですけど、14 ページの第５条、１番下にありますけど、「一小学校又は義務教育学校区」ですけど、義務教育学校は、佐渡にはないのでいらないかなというのが１点と、「１人以内の」って書いてあるんだけど、１人以内って、１人なので、「１人まで」の方が分かりやすいかなと思ったりしました。
計良学校教育課長	はい、ありがとうございます。事務局で、調整させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。
香遠教育長	義務教育学校という文字を削除すると、一小学校区あたりですね。一小学校区あたり１人のスクールガード・リーダーを配置し。
加藤委員	１まで０のところもあっていいってこと。
計良学校教育課長	今現在、配置している人数が 12 名です。だいたい広く、これまで置いてある学校と、そうでない学校があるので、今回この新たに制定したことによって、今度この後、目標ですね。目標として、一学校区あたり、１人、リーダーとして配置するような形でちょっと整備していくという。
加藤委員	１人以内と。はい。分かりました。
香遠教育長	ご指摘ありがとうございました。他ございますか。
岩崎委員	すみません、ちょっと質問です。
香遠教育長	岩崎委員

岩崎委員	はい。このスクールガード・リーダーには、謝金があると思うんですけれども、それに関して、例えば、毎月報告書とか、そういったものは、どういうふうにされているのかなっていう、お聞きしたいです。管理というか。
計良学校教育課長	はい。一応、毎月、いつ、どういう巡回した、活動したという、報告書をいただいて、それをチェックした形で、謝金というか、お支払いしとるような形で、学校運営協議会の委員と同じような形で、活動報告いただいています。
岩崎委員	はい、ありがとうございます。
香遠教育長	他ございますか。
香遠教育長	他には質疑なしと認めます。それでは、議案第 16 号について採決しますが、先ほどの義務教育学校を削除するということで、異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は、そのように修正するということで可決されました。
齋藤教育総務課長	すみません。まだ、この後の報告事項の文化スポーツ課の職員がまだちょっと見えておりませんので、来たところでちょっと入りたいと思いますので飛ばして、議事を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
香遠教育長	はい。では、「日程第９から日程第 14」までは、人事、個人情報、内部事務に関係する事項でありますので、教育委員会会員則第７条第１項の規定により、秘密会にしたいと思います。これに賛成する委員の挙手をお願いします。
委員全員	全員挙手
香遠教育長	全員挙手でありますので、「日程第９から日程第 14」まで、秘密会とすることに決定いたしました。これより解除されるまでの間、秘密会とします。 【秘密会】 ・議案第 17 号佐渡市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処理について 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 18 号佐渡市教育委員会職員の措置に係る専決処理について 齋藤教育総務課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 19 号管理職教員の人事異動内申に係る専決処理について、議案第 20 号教職員の人事異動内申に係る専決処理について （教育総務課長、補佐、主任、社会教育課長は退出する。） 野口管理主事が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案第 21 号教育委員会事務局職員の人事異動内示について （教育総務課長が入室し、学校教育課長、管理主事は退出する。） 齋藤教育総務課長が説明し、原案のとおり可決された。 （退出した職員が入室する。） ・報告事項２　学校情報について 野口管理主事が説明する。 ・報告事項３　職場環境アンケートの結果について

	齋藤教育総務課長が説明する。
香遠教育長	これで秘密会を解除したいと思います。ご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	全会一致であります。これで秘密会を解除します。
香遠教育長	日程第15、報告事項４「佐渡市学校給食食材費支援補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。事務局の説明でございます。
	計良学校教育課長
計良学校教育課長	はい。それでは報告事項の４について説明いたします。資料の方は35ページと36ページになります。こちらの要綱の改正については、現在、令和８年度、当初予算で要求している関係もございますが、学校給食に対して、国の抜本的な負担軽減策が講じられたことを踏まえて、これまでの要綱では、物価高騰への対応を趣旨とした表現でありましたけれども、そちらを「保護者の経済的負担軽減を目的とする。」と、表現を改めて、関連する物価高騰という表現を使っている部分については、全体の表現を統一しています。合わせて、補助金の額について、４条のところでございますが、従来は予算の範囲内ということで、規定しておりましたけれども、今回、具体的な補助金額を本文中に明記することといたしました。１食あたりの単価、児童、これ小学校ですけども、今回、国が抜本的な負担軽減で交付金投入して、佐渡市の方では超過する分を追加して、実質、無償化しますので、８年度、小学校については１食あたり、児童380円。これ全額補助金入れますと、生徒は今度、中学校の方になりますが、従来どおり上昇分については補助するということで112円。令和８年度ですね。中学校については、今１食あたり442円で見ていますので、保護者負担をずっと330円で据え置き、112円を上限として、補助しますと具体的に明記しております。この制度については、今現在、小学校からですけども、国が支援をスタートして、この制度が恒常化するということを見据えて、要綱にこれまで規定していた執行規定を、今回削除しております。以上、この制度の趣旨について整理して内容明確化するために今回、改正するもので、補助制度自体、基本的な枠組み自体、変更しているものではございません。以上、簡単ですが報告は終わります。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。以上で「報告事項」を終了します。次に、日程第16、議案第22号「佐渡市部活動の在り方に係る方針の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
	計良学校教育課長
計良学校教育課長	はい、それでは議案第22号について説明いたします。資料の方は38ページ。こちら、今回の改正の内容について、概要を１枚にまとめたものでございます。これを中心にご説明いたします。はじめに、改正の趣旨ですけども、この本市の部活動に関する方針については、生徒の主体性と安全性を守ること、そして教員の負担軽減を図りながら、地域と連携・分担して部活動を持続可能な形で転換していくための基本原則を示しているものです。これまで、

	国の部活動改革の方向性、県の方針、部活動。今現在、地域展開。８年度から、土日、完全に移行するという、その実施状況を踏まえて、活動時間に関する基準をより明確にして、あと例外的な取扱いについても整理して、学校現場における運用の統一、適正化を図ることを目的として、本市の部活動方針の一部を改正するものです。２番目にあります改正内容、主なポイントでございますけれども、まず活動日・活動時間の取扱いについてです。こちら、次年度から地域クラブ活動土日完全実施する段階に入ることから、原則として土曜日、日曜日は部活動を行わない、ただし、例外的な土日の活動を認めることとします。具体的には、中学校体育連盟やスポーツ・文化団体が主催して、中学校の参加が公式に認められている大会への参加。あるいは中学校体育連盟に認められた合同部活動チーム、小規模校は合同で部活動しているところもございますが、週末でなければ十分な練習が困難な場合については、例外として認めますと。ただし、この対応については、学校長が活動内容を十分精選した上で判断することを前提としています。また、土日以外の日に、必ず１日以上、しっかり休養日を設けることとして、生徒の健康面及び安全面への配慮も徹底いたします。最後の（３）のその他の改正についてですけども、一応、別添の資料には、今回、本市の部活動の方針、全文載せてございますが、部活動の位置づけについて、学習指導要領の解説の一部、改訂内容を踏まえた表記を追加しています。また、活動時間の表現について、今まで平日２時間以内、週末３時間以内という、これまでは程度という表現を、今度、平日は２時間以内、週末は３時間以内へと改めて上限を明確化します。さらに、島外遠征に関する表現について、こちら、実際の遠征の実施回数も、数回という実績を踏まえて、必要最小限の回数という、実態に即した記載へと見直しを行いました。学校での方針の記載例についても、今回の改正内容に合わせてフォーマットの方、修正を行っております。簡単ですが、以上でございます。
香遠教育長	ただ今の説明に対して、質疑等ございますか。 加藤委員
加藤委員	はい、お願いします。部活動については、なかなか難しい部分がきっとあったと思いますが、１点目が、大会参加等に関する例外規定の中で、中学校体育連盟、スポーツ・文化団体、スポーツ協会とか、あと何か分からないけど、実行委員会っていうのを立ち上げて、結構、大会やったり、遠征行ったり、また来てもらったりということで、結構盛んに、佐渡だけでやっていたんですけど、今現状として、その辺は減ってきているのかな。どうでしょうか。
香遠教育長	計良課長
計良学校教育課長	はい。島内の、年間通じての競技が減っているか増えているか、正確な比較した数字はないのですが、確かにどんどん縮小している競技はあると認識しています。
加藤委員	その 2018 年、ちょっと調べたんですけど、スポーツ庁から、この部活動が

	出て、それから、それが県におりてきて、それから佐渡市におりて、各学校で計画してくださいっていうのが出てきた時に、やはりその中体連は、はっきりしているけど、それ以外のものについて結構、曖昧だなと思っていて。ある意味、抜け道みたいなところもあったので、今はそこまで、子どもたちも部活の時間とか割けてないのかなと。その辺がここに書いてある趣旨がうまく浸透していくと、落ち着いていくのかなっていうのが１点目です。２点目ですが、スポーツ庁が言っていて、地域移行も同じですけど、段階的にっていう、こんな曖昧な言葉と思ってますけど、その平日については、今回スポーツ庁、県とか見てても触れてないので、まだそこの段階までは行っていないっていう状況だと考えています。
香遠教育長	計良課長
計良学校教育課長	はい。まだ、この学校部活動に対する方針について、平日まで、制限というか、踏み込んだ形には、今はしていません。とりあえず、最初のフェーズとして、まず土日で、この後、本当にいろいろな競技団体、あくまでもこの部活動の方針は、私さっき述べました。もう子どもたちの安全というか、健康面を配慮しての活動制限の部分と、教員の負担軽減という部分で、これをやることで、逆に子どもたちがスポーツとか部活動、そういう汗流したり文化活動するのを規制するものではないので、やはり学校の部活動の方が縮小というか、減ってくればその代わりとなる。まあ、それこそ地域クラブ活動だと思うのですが、そこが両輪でしっかりバランスが取れる。今、地域クラブ活動、週末大会に参加するという形になってないので、それは今度、逆に競技団体、文化団体みたいなところと調整しながら、そういうクラブ活動でも今度、参加できるってなれば、逆に我々の活動方針の例外規定の部分も、徐々にこう整理されていく、外していくという形になると思いますので、平日については、まだ、いろんな面で課題はたくさんあるんだと思います。
香遠教育長	鶴間課長、補足がありますか。
鶴間社会教育課長	地域クラブの方ですが、今、佐渡市で作っている地域クラブの推進計画が、令和８年度いっぱいまでということで、完全に、土日の活動を地域に展開することが公になっている計画です。それに向けて、着実に進めてまいりまして、令和８年度で、週末については、移行が完了するということで、順調に来ていることなんですけれども、国の方で平日も含めて考えていこうという方針が出ましたので、令和８年度中は、まずはその平日も含めて、佐渡市としてどうできるかっていう新たな計画を作成すること、それに合わせて、平日になると、やはり交通の問題だとか、課題は指導者の問題だとか、課題は多くありますので、令和８年度中にこう試験的な実施もしながら、その課題解決の方法を探って、新たな計画を策定していこうということになっておりますので、本格的な動きっていうのはないんですけども、試験的な動きっていうのは、令和８年度以降出てくるということで考えております。
加藤委員	はい。ありがとうございます。これはもう佐渡市だけの問題じゃなくて、本当に教員の働き方が、全部つながってくるので、佐渡だけ平日部活やりま

	せんっていうことはまだね、言う段階ではないんだなと思っていますが、そうやって、地域クラブ含めて、佐渡市が頑張って動いていることについて、感謝申し上げます。
鶴間社会教育課長	ちょっといいですか。すみません。もう１点。ちなみにその県内でも村上市あたりは、もう令和８年度から、平日も含めて完全に部活を廃止しています。あそこは先進的な地域クラブの取組、総合スポーツクラブとかがありますので、やり易い。さらにバスも、総合型スポーツクラブで、市が購入したバスを持っているということで、その足の問題も解決できるということで、先進的な取組がさらに進むということです。ただ、深く聞いていくと、中心部、旧村上市の中心部のみで、山北っていうんですかね。山の方とかそういうところは、やはり、できないというところで、全体ではなくて、中心部から実施する方針ということで聞いております。
香遠教育長	他ございますか。 後藤委員
後藤委員	はい。中学校の部活動が、縮小されていくという中で、今、地域の方で部活動の指導に当たっている方のお話を伺ったのですが、例えば、部活動をしないで家に帰った生徒たち、子どもたちが、家庭でどのように過ごすのかっていうところもしっかり考えないと。部活をやらないで、家に帰って、家でゲームして時間を過ごすっていうことになりかねないじゃないかっていうようなことを話されていた方もいまして。そのあたり、子どもたちの、健康面ですとかを考えながらの、その部活動の時間制限、短縮っていうことにもなると思うんですけども、その時間の過ごし方っていうことも、子どもたちにしっかりと、伝えてあげながら移行して行かないと、うまくスポーツとか文化のクラブ活動に代わるものに、移行していける子はいいんですけど、今まで学校で部活動やっているから、友達と一緒に過ごす時間があったお子さんで、スポーツも文化の方も、どちらにもうまく移行できないお子さんが、家に戻った後に、本当にゲーム三昧、ゲームに費やす時間が長くなってしまっては、部活動の時間短縮とか、平日の部活動のことを今考える中で、趣旨とちょっと離れていってしまうのではないかなと思うようなこともありまして、そのあたりも並行して、子どもたちにしっかりと伝えていった方が、良いのではないかと思います。
香遠教育長	ありがとうございます。とても大事な視点です。新年度から、土日については完全に部活をしない。学校部活動しないわけですから、それこそ土日２日間に家に篭ってゲーム三昧では望ましくありませんので、今のご指摘については、各学校、中学校、特に中学校、学校から、子どもたち、生徒に、生徒指導していって参りたいと思います。
後藤委員	よろしくお願いします。
香遠教育長	瀧川委員
瀧川委員	はい。私も後藤委員の言われたことで、平成 29 年３月から生徒の自主性、自発性的な参加により行われる活動に考え方が変わってきて、それ以前は、

	学校に行ったら部活、強制的な形で全員参加という形だったんですが、この年ぐらいから、選択制になって、部活やらないっていう子が学校では少ない割合で、80%以上の子が部活動をやっていたっていう状態で、今何パーセントぐらいの生徒が部活動に参加している。
香遠教育長	下がっています。
瀧川委員	そうですよね。それで私も男の子の親で、大学生がちょうどたまたま６、７人集まっていたので、子どもの意見で聞いてみたら、やはり 70 切って 65%切った時点で、なんとなくやっていた子はやはりスポーツ好きな子と、全くスポーツからかけ離れている子は、もう 65 切ったら参加しなくて、もうそこから半分以下ってなるのは早いだろうねっていうのが、今 18、19 歳の男の子の感想でした。部活動、地域移行になって、文化の方も選べるって変わってくるから、スポーツを生涯的にやっていきたい児童、生徒の気持ちを、パーセンテージで国は上げていこうとしているけれども、結果的には多分、部活動に参加しなくなったら、スポーツも生涯的に、小学校までの行間体育だったり、体育はやっていたけれども、中学校に行くと体育以外のスポーツはやらない子の比率が増えてくるだろうなっていう感想を、今の若者からも、私たちの心配しているところも正直あります。自分たちは強制的に部活に参加したけれども、部活動がなくなった後輩たちに部活の大会の日に何をしているのって聞いたら、半日学校に出て、午後から帰るみたいな形だったので。例えば、そこでバスケットをやるとか、そこで卓球がその学校でやるって言ったら、本当はそこの手伝いをして、学校の生徒の応援に行くとか。やはり全員で携わった方がいいんじゃないかな、みたいな感想も出ていて。部活に参加してないと、そういう大会で、みんなで協力して、みんなで会場の雰囲気を作って応援するという学びを一つ失ってしまうというのは、自分たちがやっていて、スポーツが特に好きじゃなかったけど、あの感覚は大事にしなければいけないねっていう感想も出てきて、最もな意見だなと思って聞いておりました。大切なことだと思います。今どういう状態で学校に任されているんでしょうか。部活に出ていない子は、部活の大会の日の過ごし方は。
香遠教育長	自習をしています。
瀧川委員	そうですよね。そうすると、そういう大会を、本当は何かの部活に入っていれば、会場を作ったりとか、みんなの応援したりする体験が、後輩たちに聞くと、教室で半日、自習して、弁当食べて帰る。
香遠教育長	そうです。
瀧川委員	そういうのも、なんか失われるんだっていう。自分たちは強制的にやらされていたんだけど、今は、そうじゃないみたいだねっていうのを逆に言われて、私も、そうなんだって思ったんですけど。それは学校の校長先生の判断なのか、どうか、あれですけど。できれば、部活動は自主的かもしれないけれども、それに参加しなかったら、そういうことも全て中学校のうちに経験しないで終わるっていうのは、どんなものなのかなと思って。今この場で話すことではないんですけど。経験しなくて、大人になっていくことになるの

	かなっていう疑問を、ちょっと教育委員として思いました。
香遠教育長	はい。新年度入って、５月ぐらいになったら、各中学校に依頼をして、部活動の参加率を把握したいと思いますが、65 パーセントを切っているかもしれません。
瀧川委員	そうですか。
香遠教育長	他いかがですか。 岩崎委員
岩崎委員	すみません。この部活動の在り方っていうのは、私も自分の子が、中学校で野球をやっていたんですけれども、皆さんもご存知のように、赤泊中学校って、もう閉校になったんですけど、本当に少ない人数で、うちの子はもうどうしても野球やりたいっていうので、頑張っていたんですけれども、結局、学校で人数も少ない中、団体競技みんなそうだと思うんですけど、人数少なくて大会どうしても出たいっていうと、他の学校と一緒になってチーム組んだりとか、ちょっとそういった実態を見てると、佐渡の中で、やはりそういう団体競技の部活動っていうのは難しいんだなって。これからさらに、子どもの数もだんだん減って、実際減っていますし、先ほど鶴間課長おっしゃっていたような、村上市で、平日部活の活動の完全廃止っていう考え方も、ありなのかなっていう気もしてきて。今、実際人数が少ないっていう部分で、佐渡市の中でチーム。学校単位ではなくて、クラブチーム化みたいな。それで大会に出ることも可能だっていう話も聞いているので。そういったこともちょっと考慮しながら、佐渡は佐渡で、実態を見ながら、これから考えていった方が、って思います。この地域移行っていう建前は、国からのやれっていう指導もあるかとは思うんですけれども、佐渡は佐渡で、やはり考えていった方がいいなと感じました。以上です。
香遠教育長	他ございますか。
香遠教育長	他にはなしと認めます。では、議案第 22 号について、採決します。本案は、議案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 23 号「佐渡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 計良学校教育課長
計良学校教育課長	はい。それでは、議案 23 号について説明いたします。資料の方は、先ほどの続きで、41 ページ以降に、計画案を資料として付けております。この計画案につきましては、これまで定例会、あと総合教育会議において、意見交換を行ってきた内容を踏まえて、整理しております。教職員業務量管理と健康確保の必要性。本市として目指す方向性、国の指針を踏まえた対応の在り方について、既に委員の皆さんと共通認識が得られているものと考えております。今回、お諮りする計画案については、前回の案で空欄となっておりまし

	た、ページ数でいくと、45 ページになりますが、ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標値。こちらの方、目標を記載するとともに、あと 45 ページ以降の取組内容の表現方法として、主語ですね。学校は、とか、教育委員会は、という主語をつけた方がよろしいのではないかということで、それらを追加した最終案でございます。本計画については、改めて申し上げますと、改正された給特法の８条に基づいて、教育委員会が主体となって定めることが求められている法定計画です。今後、ご承認いただければ、各学校における業務改善、健康確保の取組を進める上で、基本的な指針となります。本計画に基づいて、学校現場と連携しながら、教職員が安心して教育活動に専念できる環境づくりについて、取組を進めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。野口管理から補足はございますか。
野口学校教育課管理主事	はい。空欄になっていたところの参考として、高ストレス者の割合についてですが、佐渡市においては８%となっていますが、県の方にも確認したところ、高ストレス者の割合が、県の職員で言うと 10.8%ということでした。その中で、教育職員はさらにちょっと上がって、 12.8%という、ちょっと上がるということが分かってきました。
香遠教育長	でも、このページには、Ｒ６、8.0。
野口学校教育課管理主事	佐渡市は 8.0。
香遠教育長	佐渡市は 8.0 だったんですか。
野口学校教育課管理主事	はい、そうです。
香遠教育長	低かったんですね。
野口学校教育課管理主事	はい。何とかそこを、現状維持か、少しでも減らせるように、この計画によって行きたいなというところです。働きがいについては、県の方で言うと、4.28 となっていますので、ここはやはり上げていかなきゃいけないところになるというところで、何とか上げていきたいと思っています。以上、参考までということで。
香遠教育長	いかがでしょうか。 加藤委員
加藤委員	はい。なかなか重たいなと思いつつ。前回、総合教育会議の時に、主語があった方がいいんじゃないのってことで、入れていただいてありがとうございました。また、分類されたものも何に関わるものかっていう明記も書いてあるので、分かりやすくなったかなと思います。それで私がちょっと気になったのが、46 ページ、大きな４番のウの②。支援が必要な児童生徒・家庭への対応における関係機関等の活用ということで、「教育委員会は」の主語になっているんですけど、学校と連携しながら、常にそうしてやっているんです。

	学校と教育委員会と連携しながらやっているんですけど、これだけ見ると、教育委員会だけがみたいなという気もするので、なんか学校と連携しながら、学校と何かしながら、って入れてもいいのかなって。このやはり、問題を抱える子どもたち、それからその家庭って、なかなか大変な業務になる部分なので、その辺ちょっと、どうかなと感じました。
香遠教育長	というご意見に対して、コメントありますか。
野口学校教育課管理主事	はい。これについては、校内会議に参加する体制を整えるというところで、あくまで学校のところに対して、学校だけでは抱えきれないところに、入って行きましょうという意味での教育委員会だという。はい、そういうことになります。そう言った方が分かりやすければ。はい。
香遠教育長	いや。あった方がいいですね。教育委員会だけで行うわけじゃないですもんね。ちょっと、文脈考えながら、その点、再検討しませんか。
加藤委員	もう一点いいですか。
香遠教育長	どうぞ。
加藤委員	今の４番の（３）、 47 ページの（３）のイ、高ストレス者等への相談体制の整備ということで、このストレスチェックが始まった時、私も、某学校で校長していましたが、高ストレスになった職員は、面接できるますかって聞いたら、その時、佐渡市では、面接医がいないので、できないって言われて、何のためのストレスチェックで、その後の見てもらう、病院行ったりとかって何だって思った時があったんですけど、今だいぶ整備されて、そういうのもこう、専門家に見てもらうような形ができるようになってきたんでしょうか。
香遠教育長	どうぞ。
野口学校教育課管理主事	はい。やはり、面接を行いたいっていう人に対しては、実際行ってもらって、はい。面接して。
加藤委員	できるようになったんですね。
野口学校教育課管理主事	はい。
加藤委員	はい。分かりました。
香遠教育長	佐渡島内でできるんですか。
野口学校教育課管理主事	はい。
香遠教育長	もうちょっと、教えてください。私たちに。
野口学校教育課管理主事	場所とか、病院、ちょっと担当が今いないので、具体的にどこのところに行ったか言えないですが。はい、病院に行って、実際に面談を受けて、はい、課題とかも、こちらの方でも、またちょっと共有したりしながら。
加藤委員	いや、実際にできると聞いて、安心しました。
香遠教育長	ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 滝川委員
瀧川委員	はい。ちょっと教えていただきたいのですが、３ページのウの①。授業準

	備等のスクール・サポート・スタッフを全校に配置するっていうのですけれども、小・中学校、全校に各１名ずつってことですね。はい、分かりました。今、現状何パーセントぐらい、だいたい入っていらっしゃいますか。小・中学校両方とも。各地域で、どちらか兼務しているっていう形ではなくて、必ず１人ずつ。はい。すみません。
香遠教育長	計良課長
計良学校教育課長	今現在、一応全校に配置するということで、予算をとって、募集しているけど、いないっていうところが、内海府小・中。ここ兼務で１人ですけども、そこが今募集中で。あと、今のところ小木。新年度に向けて小木小学校。それぐらいですね。あとは各校に１人。
瀧川委員	小学校も中学校も兼務でなくて、１人いらっしゃるということですね。
計良学校教育課長	小学校も中学校も。はい。
瀧川委員	分かりました。ありがとうございます。やはり、小学校の方の負担が多分、業務が多くて、それこそ理想的には２人欲しいぐらいに、印刷物だったり、テストの丸付けだったりとか。日記のコメントのお手伝いとか、いろいろなこと、教員の負担を軽減すべきって考えると、本当に１人以上は必要だなと思って。各地域の小・中学校１人なのか、各学校と考えて、小学校も、中学校もってちょっと思ったので、ありがとうございます。ぜひね、本当にそういった業務は、先生方の負担、先生じゃなくてもできる業務になると思いますし、先生方も心強いと思いますので、１名以上入れていってもらいたいと思いました。以上です。
香遠教育長	他いかがでしょうか。 岩崎委員
岩崎委員	46 ページのイの教師以外がっていうところの、②の部活動についてですけれども、先ほどもちょうどお話があったと思いますが、特に問題なければ、このままでもいいと思いますが、平日の部活の地域展開について、書かれていて、最後のところで、段階的に移行を目指すって、もう言い切っちゃっていんですけれども、これって、先ほどの話から行くと、いろいろ課題も多いので、どうなのかなっていう点をお聞きしたいなと思いまして。どうでしょうか。
笠井教育次長	地域展開については、今年度から令和 13 年度までの６年間、改革実行期間という位置づけの中、平日の展開について、段階的に移行していくところです。課題は多いですけど、新潟県の部活動の展開は、全国の中でも早い方で、村上市、長岡市やエンジョイ型を取り入れている佐渡市は全国的にも注目いただいていますが、地域や種目によって課題は異なるようです。移動手段や指導者の問題、団体競技、個人競技など。また、現在佐渡市では、ジュニアスポーツクラブもあれば、連盟や協会が実施している地域クラブもあり、同じような言葉を使いながら活動や団体が異なる現状もありますので、平日も活動できるように試行的にやれるものから取り組んでいきたいと思っていま

	す。
岩崎委員	ありがとうございます。
香遠教育長	他には。
香遠教育長	他にはなしと認めまして、では、議案第 23 号について採決します。本案は、一部、再検討いたしますが、ご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は、一部修正するということで可決されました。次に、日程第 18、協議事項「佐渡市学校再編統合及び路線バス減便に伴う通学支援基準について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 齋藤教育総務課長
齋藤教育総務課長	はい。それでは協議事項ということで、佐渡市学校再編統合及び路線バス減便に伴う通学支援基準についてということで、資料につきましては、49 ページ、50 ページをご覧いただきたいと思います。先月の教育委員会定例会におきまして、学校統合に伴う通学支援の基準について、お諮りをさせていただいて、お認めをいただいたところです。そのおさらいというか、概要について、改めて確認をしていただきたいところです。趣旨といたしますと、学校再編統合に伴い、通学先が変更となる学区の児童及び生徒の通学支援について、基準を定めたものでございます。中ほどの黄色いバーのところで、通常４キロメートル以上というところを、この学校統合に伴い、片道２キロメートル以上の児童、それから３キロメートル以上となる生徒に対して、通学支援をすると。ただし、地域の事情等を考慮して配慮が必要な場合は、教育委員会が指定する乗降車場所を利用することで、それ未満の子どもたちにも、通学支援の対象とするということで、前回お話をさせていただきました。支援の方法は、路線バスの定期券の交付、それから、路線バスがないところは、スクールバスの運行ということでお話をさせていただいたところです。次のページを見ていただきたいのですが、今回ご協議いただきたい、ご了解いただきたいという内容になってくるのですが、昨年末、新潟交通佐渡の方から、運転手不足によりまして、バスの減便の提示ということで、前回の定例会の方でも、ちょっとお話をさせていただいたところです。この減便によりまして、児童生徒の登下校に影響が出てくるというところから、現在、普段のスクールバスの運行には使っていない車両ですとか、現在運行しているスクールバスを活用して、減便による影響が出る学校に対して、スクールバスを運行することで、今、調整を進めているところでございます。バス、それから運転手の確保について、目処が立ってきたというところであります。前回の定例会の時もお話をさせていただきましたけれども、中には、定期券を自費で購入している人もいるというところで、当初、こちらの考え方としては、乗車の対象者を、現在のその遠距離通学支援の対象となっている児童、いわゆるその４キロ、６キロというところで、考えておったところで、要望があった学校には説明に行ったところです。その説明をしたところ、その４月以

	降、自費で購入している児童が、乗車できなくなるというところになると、やはり、保護者とかＰＴＡの方から不満、見直しを求める要望が出ているという状況でございました。この対応について、教育委員会内部で協議をして、今ほど、冒頭、お話をさせていただいた、先にお認めいただいた、学校統合に伴う通学支援の基準に、今回のバス減便の事由というのを追加して、片道の通学距離２キロを対象としたいというところを、今考えているというところでございます。その対応で、今進めているところでございます。この方向性について、委員の皆様から、この方向でいいかというところをご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。説明の方は、以上となります。
香遠教育長	今ほど説明がありましたように、その方向性について、協議をしたいと思いますので、まず、質疑等ございませんか。 加藤委員
加藤委員	はい。路線バス減便に伴うということで、この減便っていう考え方ですけど、まあ登校時、下校時にバスがないっていう解釈でいいですか。
齋藤教育総務課長	そうです。はい。
加藤委員	本当にバス使わないと、学校にも行けないっていう状況に、佐渡市として、支援する方法、これを入れるっていうのは賛成です。
岩崎委員	はい。すみません。
香遠教育長	岩崎委員
岩崎委員	はい。この路線バス減便に伴うっていう、事由というか、理由をつけるっていうことで、本当に素晴らしい対応だなと思うんですけれども、一つちょっと気になるのは、学校統合に伴うっていう部分と、路線バス減便っていう部分で、これ、期間をどうするのかって。結局、教育委員会も、また担当の方が変わったりすると、前からやっているからっていうので、どうしても、言い訳ではないですけども、そういった理由が、ちゃんとこう明確にないと、もうずっとっていう感じで、もう多分続いてしまうと思うので、そういった期間とかっていうのは、設けるつもりっていうのはどうなんでしょうか。
香遠教育長	齋藤教育総務課長
齋藤教育総務課長	はい。昨日、市長の方にもこの件について、ご説明させていただいた中では、やはり、その元々の全体の基準を、見直すのが優先だろうというお話をいただきました。ですので、基本的にはその元となる今の遠距離通学支援の基準を、早急に見直して、それが整った段階で、この学校統合に伴う分と路線バスの基準については、廃止をするという考えです。
岩崎委員	はい、ありがとうございます。
香遠教育長	笠井次長
笠井教育次長	この後、お諮りする中身にもなりますが、お配りしている資料のこの基準案の附則に、令和８年４月以降、新たな通学支援の基準が制定されたら、この基準は廃止するとしております。そのため、これまでの議論も含めて２キ

	ロがいいのか、 ３キロがいいのか、距離なども議論していただきたいと考えています。小・中学校別に、通学距離の実態を具体的に押さえていく必要もあると思っていますので、なるべく早く、新年度入って教育委員会定例会で議論を重ねて、来年度中に統一した基準を制定できるようなスケジュール感で進めたいと思っています。
岩崎委員	はい、ありがとうございます。
香遠教育長	期間、基準の話まで入っていますので、協議事項は、ここまでとして、日程第 19、議案第 24 号「佐渡市学校再編統合に伴う通学支援基準の一部改正について」を議題とします。事務所から説明を求めます。 齋藤教育総務課長
齋藤教育総務課長	はい。それでは今ほど、次長の方からもお話がありましたけれども、今の協議していただいた事項を踏まえまして、実際、前回の定例会の方でお認めいただいた、学校再編統合に伴う通学支援の基準を改正するというお話でございます。内容としては、先ほどの学校統合等に伴う通学支援の内容に、バス減便の伴う通学が困難になる児童、生徒の通学を支援するためにという部分を追加することで、バス減便に伴うものについても、片道の通学距離が２キロメートル以上を対象にするということの改正をしたいということで、今回、赤字の部分を追加していきたいということでございます。合わせて、令和８年４月１日以降の学校統合、それからバス減便について、対象にしたいという改正も合わせて、行いたいというものでございます。説明は以上となります。
香遠教育長	ただいまの説明に対して、質疑等ございませんか。 先ほど、次長から説明があった、その附則に書かれている４月１日から施行し、今後、新たに佐渡市遠距離通学支援基準が制定されるまでというところについて、支援をする家庭に、しっかりと伝える必要があると思います。定期券の補助とか、あるいはスクーバス乗車。４月１日から施行する際に、改めてしっかりと、これは、それまでの間です、そこをしっかりと納得していただかないと、トラブルの元になると思いますので、お願いします。他ございませんか。
香遠教育長	他には質疑なしと認めます。議案第 24 号について採決します。本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。議案第 24 号は原案のとおり可決されました。 日程第 20「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、4 月 22 日（水）に定例会を開催したい旨を説明する。】
齋藤教育総務課長	報告事項の「文化スポーツ課の事業報告等について」は次回に回すということでいかがでしょうか。
香遠教育長	急ぎの案件ではなく、次回で大丈夫ですか。
齋藤教育総務課長	はい。大丈夫です。

香遠教育長	では、以上で、令和８年第４回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。 午後４時 50 分閉会